

令和 5 年第 6 回臨時会

(10 月 23 日招集)

山都町議会会議録

令和5年10月第6回山都町議会臨時会会議録目次

○10月23日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 行政報告	2
日程第4 議案第78号 財産の処分について（旧国民宿舎通潤山荘）	3
日程第5 議案第79号 工事請負変更契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）	13
日程第6 議案第80号 山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部改正について	15
閉会	17

10 月 23 日（月曜日）

令和5年10月第6回山都町議会臨時会会議録

1. 令和5年10月23日午前10時0分招集
2. 令和5年10月23日午前10時03分開会
3. 令和5年10月23日午前11時16分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 行政報告
 - 日程第4 議案第78号 財産の処分について（旧国民宿舎通潤山荘）
 - 日程第5 議案第79号 工事請負変更契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）
 - 日程第6 議案第80号 山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部改正について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	植 林 力 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	坂 本 靖 也
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	木 野 千 春
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そ よ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

開会・開議 午前10時03分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和5年第6回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、坂本幸誠君、3番、眞原誠君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、行政報告の申出がっております。これを許します。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） おはようございます。公立保育園のあり方検討について、行政報告を行います。

今後予想される園児の減少を見据え、より柔軟かつ効率的な公立保育園の運営と、多様化する保育ニーズに対応できる体制及び山都町らしい保育環境を整えることを目的に、町長の附属機関であります山都町保健福祉総合計画策定委員会の中に山都町公立保育園のあり方検討委員会を設置し、当該委員会に今後の公立保育園のあり方について諮問し、4回の委員会を経て答申を得ましたので報告いたします。

1 ページ目が答申書になりますので御確認ください。

2 ページ目が、答申書に添付されています再編計画書の抜粋になります。再編スケジュールとして、公立保育園5園の現状を鑑み、短期、中期、長期にて検討することとします。まずは短期計画を進めることとなります。中期、長期計画については、地域の実情に配慮しながら、保育士

の集約等を含め、再編の検討をすることとなります。その他配慮すべき事項として、保護者に対する説明、保護者の負担軽減、民間移管手法の検討も進めることとします。

答申書及び計画書については今後ホームページに掲載し、計画書の冊子については、後日、各議員さんを含め、配布することといたします。

令和6年度、来年度の公立保育園は現状の5園体制でスタートしますが、令和7年度以降については、出生数及び入園者数等の動向を見ながら、保護者説明会を含め、早め早めの対応を進めたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） これで行政報告が終わりました。

日程第4 議案第78号 財産の処分について（旧国民宿舎通潤山荘）

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第78号「財産の処分について（旧国民宿舎通潤山荘）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） おはようございます。それでは、議案第78号を御説明いたします。

議案第78号、財産処分について。

次のとおり、町有財産を処分することとする。

令和5年10月23日提出、山都町長。

1、処分する財産。旧国民宿舎通潤山荘。

2、物件の所在。山都町長原字西谷174の3外。別表のとおりですので、後ほど御説明いたします。

3、処分対象物件。土地、建物。これも別表のとおりですので、後ほど説明させていただきます。

4、売却予定価格。1億6,630万円。土地、泉源を含む金額ですが、4,420万円。建物、1億2,210万円。

5、契約の相手方。東京都千代田区飯田橋一丁目3番2号、エネルギープロダクト株式会社、代表取締役、丸山一孝。

6、契約の方法、随意契約。

提案理由です。町有財産を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2ページ目に移っていただきまして、別表でございますけれども、土地につきましては、山都町長原字西谷174の3から山都町下市字松出215の2の8筆でございます。面積9,227.33平米で、価格は4,200万円です。価格については、提案者からの申出価格となります。

土地の詳細については、資料6、資料7に平面図を添付しておりますので御覧ください。

まず、資料6を御覧ください。薄いピンク色の部分が売却する部分です。黄色の部分が敷地内道路となりますが、町営住宅の敷地の一部まで着色されておりますけれども、同じ筆に含まれますので、その旨御理解ください。地番174の3、192の1、192の5、192の6、203が売却対象の土地です。

資料7を御覧ください。これも薄いピンク色の部分が売却予定地となります。187の2が泉源地、187の3が浄化槽です。215の2が制御盤の敷地になります。

2枚目の別表に戻っていただきまして、建物については、延べ床面積4,444.7050平米で、税込み価格1億2,210万円です。

現況写真について、資料8から資料10に添付しておりますので、後ほど御覧ください。

温泉権については、税込み価格220万円です。

土地、建物、温泉権を含めた合計が、税込み価格1億6,630万円となります。これが申出価格の総額です。

資料1から資料5までが、町有財産売買仮契約書の写しとなっております。

まず、資料1を御覧ください。冒頭部分から、売出人山都町と買受人エネルギープロダクト株式会社とは、次の条項により町有財産売買仮契約を締結する。なお、この契約は、山都町議会において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例による財産の処分の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約として効力を生ずるものとする。ただし、議会の議決が得られなかったときは、この仮契約は無効となるものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

各条文については省略させていただきます。

資料5、仮契約の最後のページになりますが、移りまして、令和5年10月12日、甲、熊本県上益城郡山都町浜町6番地、山都町長。乙、東京都千代田区飯田橋一丁目3の2、エネルギープロダクト株式会社、代表取締役、丸山一孝。

最後に、これまでの経過について御報告をさせていただきます。最後のページになりますけれども、資料11を御覧ください。9月7日の9月定例議会において行政報告をさせていただいておりますけれども、その後の経過について報告いたします。

8月31日、3社より公募型プロポーザルへの参加希望表明書の提出がありました。9月15日には、2社より参加申込書が提出され、1社については辞退届の提出がありました。よって、2社による選定委員会を10月3日に開催し、企画提案に係るプレゼンテーション及び審査を行い、売却候補者を選定しております。以後、選定結果について町長へ報告し、売却候補者を決定したところです。10月12日には町有財産売買仮契約書を締結しましたので、本日の財産処分に係る議案を議会へ提出する運びとなったものです。

議決後のスケジュールですが、1、売買代金の納入については、議会の議決後、本契約となり、40日以内に売買代金を納入していただきます。2、所有権の移転及び引渡しについては、売買物件の所有権は売買代金完納後に移転するものとし、所有権が移転したときに現状有姿のまま引き

渡すこととなります。3、所有権移転登記手続ですが、所有権移転登記及び買戻し特約に係る登記手続を町において同時に行います。ただし、所有権移転登記、買戻し特約登記などに要する一切の費用は買受者の負担となります。

以上が経過及び議決後のスケジュールとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 企画政策課からは、売却候補者の選定委員会の経緯について説明いたします。

旧国民宿舎通潤山荘を民営化することとなり、早期の運営再開を目指して、早急に選定委員会を設置する必要がありましたので、4月から選定委員の人選を行いました。民間への譲渡となるため、より透明性、公平性、客観性のある選定となるよう、役場関係者は選定委員には含まず、専門的な知見からよりよい売却候補者を選定するため、全委員を外部からの構成にすることといたしております。

選定委員には、弁護士、税理士、中小企業診断士、不動産鑑定士、観光関係の大学教授、福祉関係の大学教授、経営者であり投資家の民間企業幹部の合計7名による選定委員会を構成することとしました。ただ、弁護士につきましては、弁護士会による選任会議が月に1回ということで、弁護士の選任については少し時間を要することとなりました。

その後、正式に選定委員会という形ではございませんが、募集要項についてのたたき台を準備するため、福祉関係の大学教授、税理士、不動産鑑定士、民間企業幹部の委員の方に御参集いただき、当方が作成した募集要項案について意見をいただきました。

その後、前回の4名の方から出た意見を反映させた募集要項案を事前に全委員に送付し、選定委員会を7月13日に開催しました。選定委員会では、委員長の決定、募集要項案、審査基準案や売買仮契約書の案の協議、今後のスケジュールなどについて協議を行い、プロポーザルの日程を決定しております。7月24日から売却予定候補者の公募を開始し、9月15日までに2社の参加希望者から企画提案書の提出を行っていただきました。提出いただいた企画提案資料につきましては選定委員会に事前に送付し、提案内容を確認する期間を2週間ほど設けております。10月3日の公募型事業提案事業者選定委員会では、参加2社より30分間の企画提案の説明、30分間の委員による質問を行っております。

なお、選定委員会からは、本町の情報公開条例に基づき非公開としております。

委員の方々からは、それぞれの専門的知見により、企業理念に対する質問や企画提案書に記載された内容に対する詳しい説明を求められるなど、活発な選考委員会となっております。

最後に、選定委員会における意見交換を1時間程度行い、100点満点中、譲渡先候補者でありますエネルギープロダクトについては、委員の平均点が小数点切捨てで78点、もう1社につきましては75点という結果でした。よって、今回の売却候補者を議案のとおり決定していただき、その結果を町長に報告しました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 議案第78号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今、プロポーザルの結果として御報告いただきましたが、非公開ということになっているということなので文書での提示はできないということになるのでしょうか。

今まではプロポーザルについてはできる限りの公開をしてきていただいていると思いますので、非公開になった理由と、それから、エネルギープロダクトともう1件は78点と75点と僅差であったということですので、委員からの御意見があったかと思います。どのような御意見があったのかということもお聞きしたいと思います。まずは、そのプロポーザルの結果についてお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 本町の情報公開条例第7条第5号で情報を開示しない部分として、町の機関における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとされておりまして、選定委員の率直な意見の交換または選定委員会としての意思決定の中立性が損なわれること、さらに第6号の文中に、町の当該事務または事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものともされており、公平性、透明性を追求し、ほぼ外部からの委員で構成される今回のような選考につきましては、今後、有識者に委員を引き受けていただくことに支障を来すことがないようにしなければなりません。よって、選定委員会での結果を最終結果として尊重し、選定委員個人の採点内容については、今回も、今後についても公表はいたしません。

続きまして、どのような内容があったかということなんですけども、今回の審査においては審査結果の採点が僅差でありましたので、その部分についての意見交換が活発に行われました。両者とも審査委員を納得させるだけの提案であった。提案されたバイオマス発電事業への期待や会社として行う健康事業に対する本町における高齢化率問題への対応の期待など、各社の提案内容による地域貢献に対する共感などがありました。

なお、今申し上げた内容は協議内容の一部ではありますが、審議会の内容となりますので、これくらいで控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） できるだけ早く運営できるようにしていただきたいと思いますが、この後、通潤山荘というか、売却した後の町としての監督の部署はどこになりますか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 売却後の担当課としては、現在担当しております商工観光課になるかと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） この写真を見る限りでは、玄関のロビーの写真に山下先生が写っていますよね。これは前も言ったんですけども、早く片づけてしとかんと山下先生に失礼ということのを再三申し上げてたんですけども、この対応をできるだけ早くしていただかんと、もう売却決定したんですから、この場で。そこはどうお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 通潤山荘玄関に展示してあります備品、それと、展示品以外の備品についても近く運び出すということにしておりますので御報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほどの非公開の理由については、以前、子育て支援住宅のおおりのことについてはきちんと報告していただいたんですよ。なので、できないことはないというふうに私は考えます。僅差でありましたので、どのような御意見が出たのかということも、もう少し詳しく御報告いただければありがたいと思いますけれども、もうできないということであれば、次に行きたいと思います。

一つは、この売却益について今後どうされるのであろうかと。万が一、10年の間に買戻しが必要なことができたときには、どのようにされるのかと。万が一の買戻しのときには、第21条に違約金のところがありますので、買ってもらった値段の違約金は10分の3というふうに書いてありますから、7割で買い戻すということになるのかなと思いますが、それでいいのかということと、その返還金については、虹の通潤館が今、債務整理の途中だと思いますけれども、そのことについても債権者の補償ということで、報告等、私は全協を開いていただきたいということを何度もお願いをしておりますが、その債権者への補償に使うことができるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

10年間は、今までの旅館業と温泉施設をきちんと町民に福利厚生として開放するという約束で契約をするということだと思いますが、それで確認したいと思います。そういうことですかということと、もし10年過ぎたら今度は何に使ってもいいという契約というふうに解釈していいんでしょうか。その3点お願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えいたします。まず、違約金のところでございますけれども、違約金は違約金として契約解除権を行使したときに違約金を関係者のほうから10分の3頂くとのことでございます。

それと、併せて買戻し特約についても、契約条項等に違反をされた場合には、宿泊、それと温泉業務等の契約条項に違反をされた場合には買戻しすることができるということになりますので、買った値段でそのまま買い戻すということになると思います。

それと、債権者の補償に充てられないかということでございますけれども、これも以前お答えしていますとおり、町の責任については出資の範囲内ということになっておりますので、今回の不動産を売却したお金で債権者に充当するということは考えられないというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

○4番（西田由未子君） 10年過ぎた場合のことについては何もいたっていません。

○商工観光課長（藤原章吉君） 買戻し特約の10年間という民法での決まりでございますので、現時点での縛りがかけられる期間というのは10年間ということになります。それ以降については確かに、おっしゃるとおり、違う目的にされる可能性としては全然ないとは言えないというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） プロポーザル方式による提案ですね。これを守られなかったときも、条件違反といいますか、何ていいますか、違反になるかということですね。こういうのを商工観光課がずっと監視というか、そういう権限とかはありますか、ずっとやっていくという。知らなかったなら知らなかったで通りやせんかというのは、定期的にいつもチェックするか、そういうことはどのように考えておられますか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。売買仮契約書の第14条に実地調査等という項目がございます。甲は本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対しその業務または資産の状況に関し質問、実地調査または参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならないということで規定をしております。

今回、提案があった内容について進捗状況の確認ですとか、そういったところは行っていきたいと思いますし、買受者のほうに計画どおりに進めていただくよう要請、あるいはお願いをしていくということになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） となりますと、何を提案されたというところをここでやっぱり明らかにすべきじゃなかでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） プロポーザルの中でエネルギープロダクトさんが強く言われてたものは、先ほど少し申し上げましたけど、バイオマス発電等を行いまして電気代を安くするとか、そういうところの説明があり、特に言われていたのは、やまと高校と一ツ葉高校のスクー

リングに関して、そのスクーリング時に、生徒、保護者等が来る。そこで宿泊をさせて年間的に回すというような提案をされておりました。価格設定に関しても、もう1社のところよりも低い価格設定で回転率を上げるような考えを示されておりました。

すみません、以上でお願いします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） きちんとした契約ですので、先ほど課長の御説明では、10年過ぎたら別の用途になっても仕方がないようなお話でしたが、でも、それでは困るんじゃないかなと思うんですね。温泉施設は特に、今、温泉がないことで町民の皆さんがすごく困っていらっしゃる。だから、温泉はきちんと、10年過ぎても併用していただきたいし、宿泊施設として、それも健全な宿泊施設としてしていただくというのが、10年以降は何も言えないというような契約だったらいかがなものかなと思うんですけど。買戻してとかということではなくなりますよね、10年以降、もし違う用途にされようとしたときに。そのときに、どれだけ町として歯止めがかけられるというふうに思っているのか。それをこの条文の中に、契約の中に入れられないものなのか、検討されたのか。その辺をお聞きしたいと思います。

以前、私の一般質問の中で、温泉券の払戻しがない方となされていない方がいらっしゃって、その不公平の面をどうにか是正するために、売買先が決まったらその相手先に、今持っている温泉券が使えるように交渉してみてもおっしゃったと思います。その結果についてもお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。買戻し特約については民法で最高10年という規定がございます。例えば15年、20年という約束をしても、法的には10年しか認められないということが決まっておりますので、現時点では10年ということしか契約上にはうたえない、現行法制上はそういうことになります。

ただ、買受者となったエネルギープロダクトについては、会社の経営の柱に地域創生事業ということで現在取り組んでおられます。御存じのとおり、道の駅そよ風パークの指定管理業務ですとか、株式会社立の通信制高校を山都町で開校されていること、あと、有機農業を清和のほうで実施をされていることということで、会社の柱に地域創生事業ということ掲げられていますので、その辺りは今後、会社のほうにも町の方針あたりは十分に伝えて、地域再生の推進に寄与していただけるようお願いをしていきたいというふうには考えております。

それと、温泉券の件でございますけれども、温泉券を売買代金で充てるというお約束はした覚えはございませんし、そういう発言もしていないというふうに思います。

○4番（西田由未子君） 今持っている温泉券を使って入浴できるようにできませんかっていう。

○商工観光課長（藤原章吉君） 今持っている温泉券を新たな運営先のときにということ

でございますか。そのことについてはちょっと……。次の運営事業者が考えられることでございますし、この場でどうこうということはお答えはできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） プレゼンの内容については非公開としますということでしたが、以前は公開をされておりました。ただ、2社以上あった場合のプレゼンは公開をされておまして、先ほど執行部からありました委員さんのそれぞれの発言が、今後のこと、それから個人的なことでいろいろ問題があるといけないということでしたが、以前の公開のときは委員さんの名前は全然伏せてありました。誰がということは公開なくて、その質問事項もクエスチョン・アンサーで、ただ、こんな質問がありました、これに対してこんな回答でしたということでしたので、何も審査員の方がどうこう言われるというところは見えないですから、以前もそういうふうにして公表されましたので、この議会にですね。ですから、それはやっぱりプリントしていただきたいと思います。

でないと、先ほど5番議員がおっしゃったように、自分はこういふことでしたいんだという、そのプレゼン力というのが私たちには全然見えないんですね。今、一つだけバイオマス事業をしたいというのは言われましたから、そうかなと思いましたが、2社が僅差であったと、どちらでもよかったんじゃないかなぐらいの僅差だったということならば、やっぱりこっちがよかったんだというのは、私たちも見て、ああ、そうだなというのは分かるようにですね。

それから、やっぱり私たちは議会として監督していく義務がありますので、怠っていればやっぱり注意をしなくちゃなんらんということがありますので、それはやっぱりお示しをしていただかないと、ただこの金額で売買しますよ、認めてくださいだけではですね。今後10年間、やっぱり監督していく義務があるこの議会としては、そのプレゼンの内容、質問事項をやはり公表してほしいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 選定委員の、先ほど申しあげました率直な意見交換とは、点数を公表することにより、委員御自身が持たれている知識や見解を十分に点数や評価に反映できなくなるおそれがあるということでありまして、また、委員会としての意思決定の中立性とは、委員会で決定された意思決定と委員個人の結果が違っていた場合、委員会の決定が不当に損なわれるおそれがあるためです。

また、今回、近年このようなプロポに関しましては選定委員をほぼ外部の有識者をお願いしているわけですが、委員になっていただく先生方を見つけることに非常に苦慮しているところです。そのような状況で、委員の方々に専門的な目で採点していただいたものを議会の場で公にしてしまいますと、次回から依頼は引き受けないと言われる方もおられるかもしれません。このことから、事業の適正な執行に支障が出ないようにするため、公表は行いません。

それと、先ほどの審査会の意見なんですけども、僅差であったということで、活発に1時間話

をしていただきました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 私は何も審査委員さんが最後に意見交換会をした内容を公表せいで言っているのではないんですよ。プレゼンした会社に、プレゼンの内容に対して、例えば、何ですか、応募した動機は何ですかって聞かれて、動機はこうですよというふうに答えられた、質問に対する答えを、クエスチョン・アンサーで公表してくださいって言っているんです。だから、何も、何委員さんがどうだったって、最終的に決定するときの意見交換会の内容を公表してくれて言っているんじゃないじゃないですか。ですから、そこは公平性があるんじゃないですか、質問に対して答えをこう言われたというのは。そこを私たちは、こういうふうにしていかれるんだな、やっぱすばらしい会社だなというような納得ができるんですね。

ですから、今、課長が言われたように、私は何も意見交換会を、最後にどっちにしようかって、いろいろあった意見を公表せいと言うんじゃないんです。ただ、会社がプレゼンされた提案に対する質問、それに対する会社がこうしたいという。それはこれまでも示されてきましたので、ここに来てそれは公表しないということはいけないんじゃないですか。質問に対する答えだからいいと思いますよ。委員さんのそれぞれのその審査会の中の意見はもちろん公表してはいけません。

再度お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 内容が内容ですので、ここは非常に慎重に考えないかんし、始めから非公開という話しでありますけれども、そのところは執行部も戸惑っているようでございますので、ちょっと休憩させていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、エネルギープロダクトの提案のあった概要を少し説明させていただきます。

まず、申請に至った経緯ですが、先ほども申しあげましたけれども、会社の経営の柱に、地域創生事業というのを位置づけられておまして、旧蘇陽高校を取得して通信制高校開校、それと、清和地区でハウスを取得して有機農業、それと、そよ風パークの指定管理業務を実施していくと。これに、さらに通潤山荘の再生を入れて、地域再生モデルに組み込むことで、地域再生事業の推進に寄与したいということで提案がっております。

それと、基本方針として、そよ風パークとの一体経営ということで、仕入れとか人材とかそういうものものの一体的な経営が可能になるということ。それと、省エネの徹底、発電事業との複合化、収益性と経営基盤の安定化を図るということです。

二つ目には、再生に向けてのコンセプトとして、施設や未利用資源を掘り起こして、地産地消を徹底する。有機農業6次化と健康食材を使った経営を行うということです。それと、観光資源の掘り起こしを行い、観光拠点として発展させるという御提案でした。

三つ目には、施設経営に関する基本的な方針として、適正規模の人員配置、それと、先ほども申し上げましたが、そよ風パークとの一体経営、それと、エネルギーを自給自足で賄うシステムを構築しコスト削減を図るということです。

それと、地域振興への貢献と新たな魅力の創造ということで、ホテル周りの整備ですとか、遊歩道の整備等も行いたいという御提案でございました。

それと、経営能力、経営基盤についてでございますけれども、類似の実績としては、道の駅そよ風パーク、それと、岩手県の雫石町で交流センターの運営をされているということでした。

それと、公衆浴場の運営については、地元の憩いの場、交流の場としての機能を継続していきたい、安心安全な公衆浴場の管理の徹底ということです。

それと、経営基盤及び資金調達計画についてでございますけれども、長期契約の電力事業や太陽光発電事業のメンテナンス事業など、安定的な基盤事業を持っているということです。2021年、22年については事業が少し低迷をしているけれども、おおむね計画どおりに推移をしているということです。

資金の調達計画については、今回の売買金額については自己資金で賄うと。それ以降の事業の資金については借入金で行うという御提案がございました。

以上の提案内容になります。

委員からは、先ほど企画政策課長が申し上げましたとおり、太陽光やバイオマス発電により徹底的にコスト削減する提案であり、やり方として面白いと。高校も運営しており、スクーリングで固定客を確保するなど、地域に根づいて定着するのではないかと御意見や、提案内容については町全体のことを考えていると、総括的な視点があると。地域創生の理念を掲げ、地域をよくすることを考えているという委員の御意見がございました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今、売買先のエネルギープロダクトさんの提案と申しますか、内容の概要を説明していただいたので、こういうことで提案なされたんだな、やろうと思っていられんのだなということはよく理解できたなと思います。

それで、冒頭の説明の中でも、今までのいろんな質疑に対する答弁の中でもちょっと聞こえてこなかったんで、あえて質問をいたしますけれども、この施設を町が売却しようとした背景には、この施設が町の産業振興ですとか、あとは町民生活に非常に重要な施設であって、また、

売却した先の民間企業、団体がそれに資する運営をしてくれることを期待して売却するという話、流れだったかなと思います。

今まで御説明いただいた中の事項が、結局、売却するのは町が財産処分として売却していくわけですから最終的に決めていくのは町となりますので、その町がこの企業に売却すると決定する最大の理由といたしますか、決定したその意思というか、理由というものが今回説明の中では聞こえてこなかったもので、あえてこの場でその説明をしていただけたらなと思います。

我々も今日この場で財産処分について議決しなければいけないので、その一番コアな部分をお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。今回の公有財産を売却するに至った最大の目的ということでございましたけれども、3月の全員協議会的时候にも説明をさせていただいておりますけれども、今後、指定管理をするのか、それとも普通財産化をして所有権を移転するのかということも含めて庁内で検討させていただきました。

通潤山荘は町の観光宿泊施設として貴重な財産であるということは、皆さん同じ、共通認識だと思いますけれども、宿泊業の専門的なノウハウと人材を有する民間企業がこれまでの事業を継続することを前提として民営化することが最善ということの判断を3月の時点でさせていただいたところです。その上で民間の提案をしていただいた内容を審査して、最適な民間事業者売却するというところで、今回の議案の提案に至ったというところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号「財産の処分について（旧国民宿舎通潤山荘）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第79号 工事請負変更契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第79号「工事請負変更契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、議案第79号について御説明します。

議案第79号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年第2回山都町議会定例会において議決された道の駅整備事業駐車場整備工事のうち、契約金額9,460万円を9,618万6,544円に変更することとする。

令和5年10月23日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1を御覧ください。工事請負変更契約概要です。

1、工事番号、山商観工第8号。

2、工事名、道の駅整備事業駐車場整備工事。

3、工事場所、山都町城平地内。

4、当初契約年月日、令和5年6月8日。

5、財源内訳。変更後のみ申し上げます。まず交付金です。変更後5,530万7,000円、社会資本整備総合交付金です。その他の財源4,080万円、起債ですが過疎対策事業債です。一般財源7万9,544円です。合計9,618万6,544円となります。

6、工事変更内容。変更内容は、運搬処理工43.1立米の増、殻処分88.1トンの増、ブロック舗装撤去工60メートルの増、歩車道境界縁石13メートルの増です。

7、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町入佐13の2、株式会社協立、代表取締役、田辺一光。資料2を御覧ください。公共工事請負変更仮契約書の写しです。1番から3番までは先ほど申し上げましたので省略させていただきます。

4、変更工事事項、変更工事請負額、158万6,544円の増額となります。

令和5年6月8日付請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり、請負契約を変更する。

なお、この契約は議会の議決を得られたとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年10月12日、発注者、山都町長、受注者、上益城郡山都町入佐13の2、株式会社協立、代表取締役、田辺一光。

資料3が位置図となっております。

資料4が計画平面図となっておりますけれども、今回の変更に係る部分は、赤色の駐車場部分の工事になります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第79号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号「工事請負変更契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第80号 山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第80号「山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、議案第80号を御説明します。

議案第80号、山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部改正について。

山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年10月23日提出、山都町長。

提案理由。物産館「道の駅通潤橋」の建設整備の一定の進捗と、同館の指定管理者による管理運営に向けた準備が整いつつあり、同館の供用開始の見込みが得られたので、山都町物産館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため、山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3枚目をお開きください。新旧対照表です。

今回改正をお願いしますのは、当該条例の附則において施行期日を明確に定めておりませんでしたので、施行期日を定めるものです。

1ページ戻っていただきまして、改正文をお願いします。

附則中、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日を、令和5年12月1日に改める。

これは、当該条例を施行するために必要な準備期間が明らかでない等の理由から、当該条例の附則において施行期日を確定的に定めることができない場合の措置として、昨年定めたものでございます。その後、道の駅通潤橋の建設整備の一定の進捗と工事完了のめどが立ったこと、同館の指定管理者による管理運営に向けた一定の準備が整いつつありますので、施行期日を明確に定めることとしたものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第80号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） すいません。この12月1日からなんですけど、実際の道の駅のオープンというのはどのタイミングになるんでしょうか。インター開通になるのか、それよりちょっとフ

ライングというか、事前に周知ということでプレオープンがあるのか。その辺のことが決まっていたらお知らせいただきたいんですが。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。道の駅の開駅の期日については、まだ確定をしておりません。ただ、当初、皆様に御説明をしておりましたときには、高速道路の開通と道の駅の開通を同日に合わせるという、警察からの指導もあって、そういうことで進めておりましたが、道の駅を先行して開けることも可能ということに状況が変わりましたので、先に道の駅を開けて、後で高速道路の開通を待つというようなことで現在協議を進めております。具体的な開駅の期日については、決まり次第、また皆様に御報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この道の駅通潤橋の物産館は、現在ある12月1日までの、虹の通潤館が道の駅なんですけど、それに追加して、物産館が今二つありますよという条例改正になりましたよね。それ以前までは、虹の通潤館の業務内容の中に、道の駅関連施設の維持管理というのがありました。12月1日からは道の駅はもうこちらだけに、新道の駅の物産館になりますので、虹の通潤館の業務内容の道の駅関連施設の維持管理というのは省かれるのか。それとも、それはまだ生きているんですかね。ちょっと改正したときのことを。ちょっと記憶が曖昧ですので、業務内容がどうなるのかなと思ってお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 道の駅の指定が今、通潤橋の前の物産館に指定がされております。今回の指定については、道の駅の指定を移転するという事に手続上させていただいておりますので、開駅をする時点で、道の駅を新しい道の駅のほうに、物産館のほうに移転をするということにしております。

施設の維持管理についてはこれまでどおり、管理の範囲についてもこれまでどおり変更はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号「山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、

原案のとおりに可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和5年第6回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時16分

令和5年10月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第78号	財産の処分について（旧国民宿舎通潤山荘）	10月23日	原案可決
議案第79号	工事請負変更契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）	10月23日	原案可決
議案第80号	山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部改正について	10月23日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
